

# 崎県公報

平成19年3月16日(金曜日)号外 第24号

発 行 宮 印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

頁

県議会規則

# 県議会規則

宮崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平戎十九年三月十六日

宮崎県議会議長 坂 元 裕 一

#### 宮崎県議会規則第一号

# 宮崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則

宮崎県議会傍聴規則(昭和五十八年宮崎県議会規則第一号)の一 部を吹のように改正する。

第一条中「傍聴人の取締」を「会議の傍聴」に改める。 第六条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。 第十二条第一項第二号中「張紙」を「張り紙」に改める。 第十三条第二号中「騒ぎたて」を「騒ぎ立て」に致める。 別記様式第一号表及び別記様式第二号表中「舟霽(())」を削

圣 三

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年三月十六日

宮崎県議会議長 坂 元 裕 一

## 宮崎県議会規則第二号

### 宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則(平成十年宮崎県議会規則第一号)の一部を 次のように改正する。

第十六条に吹の一頃を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由 を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。 第三十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え
- 2 委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会 の議決で付託することができる。

第六十四条第二項中「百九条の二第三項」を「百九条の二第四項」 に改める。

金宝

この規則は、公布の日から施行する。